

令和5年11月8日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

物流・自動車局旅客課長
同 安全政策課長

「自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行に伴う旅客自動車運送事業用自動車等に関する事務の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通・技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

別紙
事務連絡
令和5年11月8日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
同 技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長
同 安全政策課長

自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行に伴う
旅客自動車運送事業用自動車等に関する事務の取扱いについて

自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行については、運輸省告示第340号及び平成3年6月25日付地域交通局長、貨物流通局長通達によるほか、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行に伴う旅客自動車運送事業用自動車等に関する事務の取扱いについて」（平成3年6月25日）により取り扱っているところである。今般、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針」の改正に伴い、遠隔点呼が行われる自動車保管場所に関する距離制限が緩和されたことから、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行に伴う旅客自動車運送事業用自動車等に関する事務の取扱いについて」（平成3年6月25日）における別添1の例示を別紙のとおりとするので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、必要となる公示等の手続き等所要の措置を講じられたい。

本取扱いにおいて、遠隔点呼機器の設置を条件に、営業所から2キロメートルを超える車庫の設置を認める場合、事業計画の認可後、事業者は管轄する運輸支局保安担当部門へ「遠隔点呼の実施に係る届出書」を提出する必要があることから、当該事業計画の許可申請等が運輸支局輸送部門にあった際には、保安部門へ適宜情報共有する等、両部門が連携して対応されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

○「自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行に伴う旅客自動車運送事業用自動車等に関する事務の取扱いについて」について（平成3年6月25日）

※新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: right;">事 務 連 絡 制 定 平成3年6月25日 <u>最終改正 令和5年11月8日</u></p> <p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>物流・自動車局安全政策課長</u> <u>同 旅 客 課 長</u></p> <p>自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行に伴う旅客自動車運送事業用自動車等に関する事務の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>附 則（令和5年11月8日付）</u> <u>改正後の事務連絡は、令和5年11月8日から施行する。</u></p> <p style="text-align: right;">別添1</p> <p style="text-align: center;">運輸局長公示（例）</p> <p>運輸省告示第340号のただし書により、旅客自動車運送事業用自動車の保管場所として、使用の本拠（営業所）との間の距離が2キロメートルを超え</p>	<p style="text-align: right;">事 務 連 絡 制 定 平成3年6月25日</p> <p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>自動車業務課長</u> <u>保安・車両課長</u></p> <p>自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行に伴う旅客自動車運送事業用自動車等に関する事務の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p style="text-align: right;">別添1</p> <p style="text-align: center;">運輸局長公示（例）</p> <p>運輸省告示第340号のただし書により、旅客自動車運送事業用自動車の保管場所として、使用の本拠（営業所）との間の距離が2キロメートルを超え</p>

る車庫を認める場合の基準については以下のとおりとする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業又は法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの。以下同じ。）であること。
- (2) 当該車庫のある場所に営業所を設置し、維持することが経営上困難であること（ただし法人タクシー事業はこの限りでない。）。
- (3) 営業所と当該車庫が常時密接な連絡ができる設備及び運行管理をはじめとする管理が十分実施できる体制を有しているとともにその実施方法が明確に定められていることにより運行管理等が確実に行われていること。

る車庫を認める場合の基準については以下のとおりとする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業であること。
- (2) 当該車庫のある場所に営業所を設置し、維持することが経営上困難であること。
- (3) 営業所と当該車庫が常時密接な連絡ができる設備及び運行管理をはじめとする管理が十分実施できる体制を有しているとともにその実施方法が明確に定められていることにより運行管理等が確実に行われていること。

(ご参考として改正後の別添1のみ)

別添1

運輸局長公示（例）

運輸省告示第340号のただし書により、旅客自動車運送事業用自動車の保管場所として、使用の本拠（営業所）との間の距離が2キロメートルを超える車庫を認める場合の基準については以下のとおりとする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業又は法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの。以下同じ。）であること。
- (2) 当該車庫のある場所に営業所を設置し、維持することが経営上困難であること（ただし法人タクシー事業はこの限りでない。）。
- (3) 営業所と当該車庫が常時密接な連絡ができる設備及び運行管理をはじめとする管理が十分実施できる体制を有しているとともにその実施方法が明確に定められていることにより運行管理等が確実に行われていること。